

(別添)

新	旧
<p style="text-align: right;">障 発 0411 第 4 号 平成 24 年 4 月 11 日 一部改正 障 発 0324 第 3 号 平成 27 年 3 月 24 日</p> <p>各 都道府県知事 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p> <p style="text-align: center;">「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針</p> <p>障害者が地域で自立した生活を送るための基盤として、就労支援は重要であり、一般就労を希望する方には、できる限り一般就労していただけるように、一般就労が困難である方には、就労継続支援 B 型事業所等での工賃の水準が向上するように、それぞれ支援していくことが必要である。</p> <p>このため、平成 19 年度から「工賃倍増 5 か年計画」として、各地方自治体や産業界等の協力を得ながら官民一体となり<u>取り組み、平成 24 年度から平成 26 年度までの 3 か年については、全ての就労継続支援 B 型事業所において「工賃向上計画」を策定し、工賃向上に資する取組を進めてきたところ</u>であるが、平成 27 年度以降についても「工賃向上計画」に基づいた取組を推進することとする。</p> <p>今般、下記のとおり「工賃向上計画」等の作成に当たっての基本的な指針をお示しすることとしたので、ご了知の上、都道府県における計画作成の参考とされるとともに、管内市町村、障害福祉サービス事業所等関係者に対す</p>	<p style="text-align: right;">障 発 0411 第 4 号 平成 24 年 4 月 11 日</p> <p>各 都道府県知事 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p> <p style="text-align: center;">「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針</p> <p>障害者が地域で自立した生活を送るための基盤として、就労支援は重要であり、一般就労を希望する方には、できる限り一般就労していただけるように、一般就労が困難である方には、就労継続支援 B 型事業所等での工賃の水準が向上するように、それぞれ支援していくことが必要である。</p> <p>このため、平成 19 年度から「工賃倍増 5 か年計画」として、各地方自治体や産業界等の協力を得ながら官民一体となり<u>取り組んできたが、これまでの取組の実績を踏まえた見直しを行ったうえで、平成 24 年度から平成 26 年度までの 3 か年については、新たな「工賃向上計画」を策定することとし、より工賃向上に資する取組を、目標設定により計画的に進めることとする。</u></p> <p>今般、下記のとおり「工賃向上計画」等の作成に当たっての基本的な指針をお示しすることとしたので、ご了知の上、都道府県における計画作成の参考とされるとともに、管内市町村、障害福祉サービス事業所等関係者に対する周知方宜しくお願ひしたい。</p>

新	旧
<p>る周知方宜しくお願ひしたい。</p> <p>なお、本通知の施行に伴い、平成19年7月6日障発第0706004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知『「工賃倍増5か年計画」を推進するための基本的な指針』は廃止する。</p>	<p>なお、本通知の施行に伴い、平成19年7月6日障発第0706004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知『「工賃倍増5か年計画」を推進するための基本的な指針』は廃止する。</p>
<p>記</p>	<p>記</p>
<p>1. 「工賃向上計画」による取組の必要性</p> <p><u>平成23年度までの「工賃倍増5か年計画」については、全ての都道府県において計画を策定し、関係行政機関や地域の商工団体等の関係者を挙げた協力のもと、工賃向上に向けた取組を推進してきたところであるが、十分な工賃向上に繋がらなかったことを踏まえ、平成24年度以降については、平成24年度から平成26年度までの3か年を対象とした「工賃向上計画」を策定し、都道府県及び各事業所において工賃向上に向けた取組を実施してきたところである。</u></p> <p><u>また、この間、平成25年4月からは、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達推進等に関する法律」（以下「障害者優先調達推進法」という。）が施行され、国や地方公共団体等による障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進が図られているところである。</u></p> <p><u>工賃向上に当たっては、計画に基づいた継続的な取組が重要であることから、平成27年度以降についても、「工賃向上計画」を策定し、引き続き工賃向上に向けた取組を推進することとしている。</u></p> <p>この取組を実効あるものとするためには、本計画の対象となる障害福祉サービス事業所において、工賃水準を引き上げることの意義を再確認し、</p>	<p>1. 「工賃向上計画」による取組の必要性</p> <p><u>これまでの「工賃倍増5か年計画」については、都道府県レベルでの計画策定、関係機関や商工団体等の関係者との連携体制の確立等に力点が置かれ、工賃向上への取組を推進されてきたところであるが、個々の事業所レベルにおいては、必ずしも全ての事業所での計画策定が実施されていないことや、この間の景気の低迷等の影響も手伝って、十分な工賃向上となっていない。</u></p> <p><u>また、都道府県とセルフセンター等の事業者団体（以下「事業者団体」という。）との連携も、必ずしも十分ではなかった。</u></p> <p><u>加えて工賃向上への取組は、都道府県レベルでの対応のみでなく、市町村レベル、地域レベルでの関係者の理解や連携体制が重要であるが、十分に確立しているとは言えない状況にある。</u></p> <p><u>このため、関係行政機関や事業者団体、地域の商工団体等の関係者を挙げた協力の下、引き続き工賃向上に向けた取組をさらに推進することとしている。</u></p> <p><u>その際、就労継続支援B型事業所等において働く障害者の工賃水準を引き上げることを通じ、障害年金を始めとする社会保障給付等による収入と</u></p>

新	旧
<p>全職員一丸となって取組を進めていただくことが重要である。</p> <p>さらに、その目標達成に向けた取組を進めるために、指導員等の取組のみでなく管理者が率先して取り組むことが重要であることから、管理者が取組の目標達成に向けた具体的な取組のプロセスを記載した工程表などを作成し、事業所の全職員、利用者及び家族に示し理解を得て<u>進めるとともに、適切なアセスメントにより作成された個別支援計画に基づいた支援を通じて全ての利用者の就労に必要な知識及び能力の向上を図っていくことが更に必要であると考えている。</u></p> <p>各都道府県におかれては、「工賃向上計画」に具体的な支援策を盛り込み、各事業所における取組が効果的に実施されるよう支援いただき、協働してその実現に向けて取り組まれない。</p> <p>2. 都道府県における取組</p> <p>(1) 都道府県は、障害福祉サービス事業所の「工賃向上計画」の作成・推進について積極的に支援するとともに、その支援内容を含む「工賃向上計画」を作成し、<u>平成29年度</u>までに取り組む具体的方策に従って都道府県内の事業所の支援を計画的に行うものとする。</p> <p>(2) 基本的事項</p> <p>ア 計画の作成時期</p> <p>都道府県は、<u>平成27年4月末</u>までに「工賃向上計画」を策定する。</p> <p>イ 計画の対象期間</p> <p><u>平成27年度から平成29年度</u>までの3か年とする。</p>	<p><u>合わせて、地域において障害者が自立した生活を実現するという観点から、産業界等の協力を得ながら、官民一体となった取組として推進するものである。</u></p> <p>この取組を実効あるものとするためには、本計画の対象となる障害福祉サービス事業所において、工賃水準を引き上げることの意義を再確認し、全職員一丸となって取組を進めていただくことが重要である。</p> <p>さらに、その目標達成に向けた取組を進めるために、指導員等の取組のみでなく管理者が率先して取り組むことが重要であることから、管理者が取組の目標達成に向けた具体的な取組のプロセスを記載した工程表などを作成し、事業所の全職員、利用者及び家族に示し理解を得て<u>進めることが更に必要であると考えている。</u></p> <p>各都道府県におかれては、「工賃向上計画」に具体的な支援策を盛り込み、各事業所における取組が効果的に実施されるよう支援いただき、協働してその実現に向けて取り組まれない。</p> <p>2. 都道府県における取組</p> <p>(1) 都道府県は、障害福祉サービス事業所の「工賃向上計画」の作成・推進について積極的に支援するとともに、その支援内容を含む「工賃向上計画」を作成し、<u>平成26年度</u>までに取り組む具体的方策に従って都道府県内の事業所の支援を計画的に行うものとする。</p> <p>(2) 基本的事項</p> <p>ア 計画の作成時期</p> <p>都道府県は、<u>平成24年4月末</u>までに「工賃向上計画」を策定する。</p> <p>イ 計画の対象期間</p> <p><u>平成24年度から平成26年度</u>までの3か年とする。</p>

新	旧
<p>ウ (略)</p> <p>(3) 「工賃向上計画」の作成</p> <p>ア 「工賃向上計画」に盛り込む事項</p> <p>(ア) <u>平成29年度</u>までの各年度の目標工賃(月額又は、月額及び時間額)</p> <p>(※ 都道府県の目標工賃は、各事業所から報告された目標工賃が月額のみの場合には月額により、また月額及び時間額の場合には月額及び時間額により設定すること。)</p> <p>(イ) <u>平成29年度</u>までの各年度に取り組む具体的方策</p> <p>(ウ) その他の事項</p> <p>イ 「工賃向上計画」の作成に当たっての留意事項</p> <p>(ア) 目標達成のための課題の分析</p> <p>事業所に対するヒアリング等を通じ、事業所の現状を把握し、工賃向上に当たっての課題を整理するとともに、<u>平成24年度から平成26年度</u>までの「<u>工賃向上計画</u>」の評価、検証による分析をし、これらの課題や問題点について、都道府県及び事業所双方の共通認識とし、それを踏まえて計画を作成することとする。</p> <p>(イ) 目標設定</p> <p><u>平成27年度から平成29年度</u>までの各年度の目標工賃は、当該都道府県における生活水準や最低賃金、障害者の経済状況などを踏まえ、適正な水準を設定することとする。</p> <p>その際、都道府県においては、暫定の目標工賃(月額及び時間額)を設定し、事業所が選択し報告された目標工賃(月額又は時間額)により適宜目標の見直しを行うものとする。</p>	<p>ウ (略)</p> <p>(3) 「工賃向上計画」の作成</p> <p>ア 「工賃向上計画」に盛り込む事項</p> <p>(ア) <u>平成26年度</u>までの各年度の目標工賃(月額又は、月額及び時間額)</p> <p>(※ 都道府県の目標工賃は、各事業所から報告された目標工賃が月額のみの場合には月額により、また月額及び時間額の場合には月額及び時間額により設定すること。)</p> <p>(イ) <u>平成26年度</u>までの各年度に取り組む具体的方策</p> <p>(ウ) その他の事項</p> <p>イ 「工賃向上計画」の作成に当たっての留意事項</p> <p>(ア) 目標達成のための課題の分析</p> <p>事業所に対するヒアリング等を通じ、事業所の現状を把握し、工賃向上に当たっての課題を整理するとともに、「<u>工賃倍増5か年計画</u>」の評価、検証による分析をし、これらの課題や問題点について、都道府県及び事業所双方の共通認識とし、それを踏まえて計画を作成することとする。</p> <p>(イ) 目標設定</p> <p><u>平成24年度から平成26年度</u>の各年度の目標工賃は、当該都道府県における生活水準や最低賃金、障害者の経済状況などを踏まえ、適正な水準を設定することとする。</p> <p>その際、都道府県においては、暫定の目標工賃(月額及び時間額)を設定し、事業所が選択し報告された目標工賃(月額又は時間額)により適宜目標の見直しを行うものとする。</p>

新	旧
<p>また、事業所及び利用者により、一日の利用時間、一月の利用時間、一月の利用日数に違いがあることを考慮し、目標とする工賃については月額により算出する方法を基本とするが、時間額により算出する方法を事業所が選択することも可能とする。なお、月に数日しか利用しない方がいるなど利用形態が特徴的な事業所については、時間額により算出した工賃を目標とすることで、達成状況をより効果的に点検・評価することが可能ではないかと考える。</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(4) 「工賃向上計画」に基づく取組の推進</p> <p>ア 事業所が作成する「工賃向上計画」への助言及び目標工賃の達成状況の把握・公表</p> <p>(ア) 事業所が作成する「工賃向上計画」について、必要に応じヒアリング等を通じ計画の考え方等を把握し、助言指導を行うこと。</p> <p>(イ) <u>工賃向上計画</u>については、特別な事情がない限り個々の事業所における<u>計画</u>を作成することとし、事業所責任者の意識向上、積極的な取組を促すこと。</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 企業等からの発注の推進</p> <p>障害者雇用促進法に基づき実施されている在宅就業障害者に対する発注促進の仕組み（在宅就業障害者支援制度）について、工賃水準の確保と一般雇用への移行に取り組む（2）のウの事業所も対象とな</p>	<p>また、事業所及び利用者により、一日の利用時間、一月の利用時間、一月の利用日数に違いがあることを考慮し、目標とする工賃については月額により算出する方法を基本とするが、時間額により算出する方法を事業所が選択することも可能とする。なお、月に数日しか利用しない方がいるなど利用形態が特徴的な事業所については、時間額により算出した工賃を目標とすることで、達成状況をより効果的に点検・評価することが可能ではないかと考える。</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(4) 「工賃向上計画」に基づく取組の推進</p> <p>ア 事業所が作成する「工賃向上計画」への助言及び目標工賃の達成状況の把握・公表</p> <p>(ア) 事業所が作成する「工賃向上計画」について、必要に応じヒアリング等を通じ計画の考え方等を把握し、助言指導を行うこと。</p> <p>(イ) <u>これまでの計画では個々の事業所の計画作成は自主的な取組とされていたが、新たな計画では、特別な事情がない限り個々の事業所における<u>工賃向上計画</u>を作成することとし、事業所責任者の意識向上、積極的な取組を促すこと。</u></p> <p>(ウ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 企業等からの発注の推進</p> <p>障害者雇用促進法に基づき実施されている在宅就業障害者に対する発注促進の仕組み（在宅就業障害者支援制度）について、工賃水準の確保と一般雇用への移行に取り組む（2）のウの事業所も対象とな</p>

新	旧
<p>っているので、一般企業や事業者に対する制度の周知等を行い、利用を促すこと。(ただし、就労継続支援A型事業所及び生活介護事業所は対象とされていないことに留意されたい。)</p> <p>また、事業所が在宅就業支援団体の登録を受けることにより、当該事業所が仕事の発注を受け、利用者に対し、仕事の提供や対価の支払いを行うことが可能となるため、事業所に対しても本制度の活用を促すこと。<u>なお、制度の詳細については、「在宅就業支援団体関係業務取扱要領」を参照されたい。</u></p> <p>エ 官公需の発注等の配慮について</p> <p>工賃向上に当たっては、地方公共団体又は<u>地方独立行政法人</u>が発注する官公需の活用も効果的であることから、<u>障害者優先調達推進法に基づく調達方針を作成するとともに、障害者就労施設における取扱品目を十分に把握した上で事業所への優先発注などについても目標値を掲げて積極的に取り組むよう努めること。</u></p> <p>オ～ク (略)</p> <p>(5) 「工賃向上計画」を着実に推進するため、<u>社会福祉施設等施設整備費</u>や独立行政法人福祉医療機構の融資等を積極的に活用するよう助言すること。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 「工賃向上計画」の達成状況及び評価</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 「工賃向上計画」の毎年の実績把握</p>	<p>っているので、一般企業や事業者に対する制度の周知等を行い、利用を促すこと。(ただし、就労継続支援A型事業所及び生活介護事業所は対象とされていないことに留意されたい。)</p> <p>また、事業所が在宅就業支援団体の登録を受けることにより、当該事業所が仕事の発注を受け、利用者に対し、仕事の提供や対価の支払いを行うことが可能となるため、事業所に対しても本制度の活用を促すこと。<u>なお、周知にあたっては、別添リーフレットを活用されたい。(詳細については、『「在宅就業支援団体関係業務取扱要領」の一部改正について』(平成19年5月21日障障発第0521001号)を参照されたい。)</u></p> <p>エ 官公需の発注等の配慮について</p> <p>工賃向上に当たっては、地方公共団体又は<u>地方公営企業</u>が発注する官公需の活用も効果的であることから、障害者就労施設における取扱品目を十分に把握した上で事業所への優先発注などについても目標値を掲げて積極的に取り組むことが望ましい。</p> <p>オ～ク (略)</p> <p>(5) 「工賃向上計画」を着実に推進するため、<u>社会福祉施設整備費</u>や独立行政法人福祉医療機構の融資等を積極的に活用するよう助言すること。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 「工賃向上計画」の達成状況及び評価</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 「工賃向上計画」の毎年の実績把握</p>

新	旧
<p>工賃の状況把握（報告）に当たっては、計画当初（平成27年4月時点）に工賃向上計画を作成した事業所の状況比較を基本とし、<u>平成27年4月以降に工賃向上計画を作成した事業所や未作成の事業所</u>とそれぞれ別に実績を集計・公表することとする。報告する工賃は、これまでの月額に加え時間額も併せて報告することとする。</p> <p>また、(2)のウにより「工賃向上計画」の対象となった就労継続支援A型事業所、生活介護事業所、地域活動支援センターについても別に集計・公表することとする。</p> <p>なお、工賃の算出方法については、平成19年4月2日障発第0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」を参考にすること。</p> <p>3. 各事業所における取組</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 基本的事項</p> <p>ア 計画の作成時期</p> <p>事業所は<u>平成27年5月末までに「工賃向上計画」を策定する。</u></p> <p>イ 計画の対象期間</p> <p>事業所の作成する「工賃向上計画」は、<u>事業所の実情等を踏まえて対象期間を設定し作成するものとする。</u></p> <p>具体的には、事業所の現状分析、<u>対象期間の設定と当該期間で達成すべき目標工賃の設定、目標工賃達成のための年次計画の作成及び具体的取組の実施、目標工賃の達成状況の点検及び評価を行い、その結果に基づき、所要の見直し(工賃向上P. D. C. A[plan, do, check, action]</u></p>	<p>工賃の状況把握（報告）に当たっては、計画当初（平成24年4月時点）に工賃向上計画を作成した事業所の状況比較を基本とし、<u>平成24年4月以降に工賃向上計画を作成した事業所や未作成の事業所</u>とそれぞれ別に実績を集計・公表することとする。報告する工賃は、これまでの月額に加え時間額も併せて報告することとする。</p> <p>また、(2)のウにより「工賃向上計画」の対象となった就労継続支援A型事業所、生活介護事業所、地域活動支援センターについても別に集計・公表することとする。</p> <p>なお、工賃の算出方法については、平成19年4月2日障発第0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」を参考にすること。</p> <p>3. 各事業所における取組</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 基本的事項</p> <p>ア 計画の作成時期</p> <p>事業所は<u>平成24年5月末までに「工賃向上計画」を策定する。</u></p> <p>イ 計画の対象期間</p> <p>事業所の作成する「工賃向上計画」は、<u>都道府県の定める「工賃向上計画」と合わせ平成24年度から平成26年度までの間に取り組むことが適当である。</u></p> <p>具体的には、事業所の現状分析、<u>平成24年度から平成26年度における各年度の目標工賃の設定、目標工賃達成のための年次計画の作成及び具体的取組の実施、目標工賃の達成状況の点検及び評価を行</u></p>

新	旧
<p>サイクルの確立) をしていくこととする。</p> <p>ウ (略)</p> <p>(3) 「工賃向上計画」の作成</p> <p>ア 「工賃向上計画」に盛り込む事項</p> <p>(ア) <u>平成29年度</u>までの各年度の目標工賃(月額又は時間額)</p> <p>また、事業所及び利用者により、一日の利用時間、一月の利用時間、一月の利用日数に違いがあることを考慮し、目標とする工賃については月額により算出する方法を基本とするが、時間額により算出する方法を事業所が選択することも可能とする。なお、月に数日しか利用しない方がいるなど利用形態が特徴的な事業所については、時間額により算出した工賃を目標とすることで、達成状況をより効果的に点検・評価することが可能ではないかと考える。</p> <p>(イ) <u>平成29年度</u>までの各年度に取り組む具体的方策</p> <p>(ウ) その他の事項</p> <p>イ 「工賃向上計画」の作成に当たっての留意事項</p> <p>(ア) 事業所の現状分析</p> <p>目標達成に向けた取組を進めるために、指導員等の取組のみでなく管理者が率先して取り組むことが重要であることから、管理者が取組の目標達成に向けた具体的な取組のプロセスを記載した工程表などを作成し、事業所の全職員、利用者及び家族に示し理解を得て進めることが更に必要である。その上で、目標工賃を達成するための年次予算計画を職員全体で検討する。</p>	<p>い、その結果に基づき、所要の見直し(工賃向上 P.D.C.A [plan, do, check, action] サイクルの確立) をしていくこととする。</p> <p>ウ (略)</p> <p>(3) 「工賃向上計画」の作成</p> <p>ア 「工賃向上計画」に盛り込む事項</p> <p>(ア) <u>平成26年度</u>までの各年度の目標工賃(月額又は時間額)</p> <p>また、事業所及び利用者により、一日の利用時間、一月の利用時間、一月の利用日数に違いがあることを考慮し、目標とする工賃については月額により算出する方法を基本とするが、時間額により算出する方法を事業所が選択することも可能とする。なお、月に数日しか利用しない方がいるなど利用形態が特徴的な事業所については、時間額により算出した工賃を目標とすることで、達成状況をより効果的に点検・評価することが可能ではないかと考える。</p> <p>(イ) <u>平成26年度</u>までの各年度に取り組む具体的方策</p> <p>(ウ) その他の事項</p> <p>イ 「工賃向上計画」の作成に当たっての留意事項</p> <p>(ア) 事業所の現状分析</p> <p>目標達成に向けた取組を進めるために、指導員等の取組のみでなく管理者が率先して取り組むことが重要であることから、管理者が取組の目標達成に向けた具体的な取組のプロセスを記載した工程表などを作成し、事業所の全職員、利用者及び家族に示し理解を得て進めることが更に必要である。その上で、目標工賃を達成するための年次予算計画を職員全体で検討する。</p>

新	旧
<p>また、<u>適切なアセスメントにより作成された個別支援計画に基づいた支援を通じて全ての利用者の就労に必要な知識及び能力の向上を図っていくことが重要であることから</u>、利用者の就労意欲の向上と就労を通じた自立を一層促進するための課題の整理を行うこと。</p> <p>(イ) 目標工賃の設定において勘案する事項</p> <p><u>平成27年度から平成29年度まで</u>における目標工賃については、以下の項目を勘案して設定することが望ましい。また、取組状況の点検、評価に資するよう、各年度における目標工賃も設定することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 各事業所の<u>平成26年度</u>の平均工賃実績 b 地域の実情を踏まえ、障害年金と合算して、障害者が地域で自立した生活を実現できるため必要な収入 c 地域の最低賃金や一般雇用されている障害者の賃金 d 各都道府県の目標工賃 <p>(ウ) (略)</p> <p>(4) 「工賃向上計画」の報告</p> <p>事業所が作成した「工賃向上計画」については、<u>平成27年5月末</u>までに各都道府県あて提出願いたい。</p> <p>また、「工賃向上計画」及び工賃実績については、できる限り、事業所のホームページ、広報誌を通じて、公表して頂くことが望ましい。</p> <p>(5) (略)</p> <p>4 市町村における取組への協力依頼</p> <p>地域で障害者を支える仕組みを構築することが重要であることから、市</p>	<p>また、利用者の就労意欲の向上と就労を通じた自立を一層促進するための課題の整理を行うこと。</p> <p>(イ) 目標工賃の設定において勘案する事項</p> <p><u>平成24年度から平成26年度</u>における目標工賃については、以下の項目を勘案して設定することが望ましい。また、取組状況の点検、評価に資するよう、各年度における目標工賃も設定することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 各事業所の<u>平成23年度</u>の平均工賃実績 b 地域の実情を踏まえ、障害年金と合算して、障害者が地域で自立した生活を実現できるため必要な収入 c 地域の最低賃金や一般雇用されている障害者の賃金 d 各都道府県の目標工賃 <p>(ウ) (略)</p> <p>(4) 「工賃向上計画」の報告</p> <p>事業所が作成した「工賃向上計画」については、<u>平成24年5月末</u>までに各都道府県あて提出願いたい。</p> <p>また、「工賃向上計画」及び工賃実績については、できる限り、事業所のホームページ、広報誌を通じて、公表して頂くことが望ましい。</p> <p>(5) (略)</p> <p>4 市町村における取組への協力依頼</p> <p>地域で障害者を支える仕組みを構築することが重要であることから、市</p>

新	旧
<p>町村においても工賃向上への事業所の取組を積極的に支援されるよう協力を依頼する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市町村の取組内容について、都道府県へ報告を求める。</p> <p><u>(3) 市町村において、障害者優先調達推進法に基づく調達方針が策定され、当該方針に基づいた物品等の調達が行われるよう周知する。</u></p> <p><u>(4) 以下に示すような取組を市町村に働きかける。</u></p> <p>【企業向】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村の広報紙に事業所への発注を促進する記事を掲載する。 地域の企業や商工会議所、商店街へ事業所への発注及び販売等の協力依頼文書を発出する。 <p>【官公需向】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村の事業所への発注について、各種計画に目標を定める。 事業所への発注について、庁内へ周知文書を発出し、官公需の促進を図る。 幹部会議、契約担当者会議を開催し、官公需への取組の周知徹底を図る。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> 庁舎等を活用した授産製品販売スペースの提供。 	<p>町村においても工賃向上への事業所の取組を積極的に支援されるよう協力を依頼する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市町村の取組内容について、都道府県へ<u>別添の参考例などにより</u>報告を求める。</p> <p><u>(3) 具体的な取組の例を示す。</u></p> <p>【企業向】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村の広報紙に事業所への発注を促進する記事を掲載する。 地域の企業や商工会議所、商店街へ事業所への発注及び販売等の協力依頼文書を発出する。 <p>【官公需向】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村の事業所への発注について、各種計画に目標を定める。 事業所への発注について、庁内へ周知文書を発出し、官公需の促進を図る。 幹部会議、契約担当者会議を開催し、官公需への取組の周知徹底を図る。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> 庁舎等を活用した授産製品販売スペースの提供。